

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2020.6 No. 346

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 今一度、コロナ税制を総確認しましょう！
- II. 雇用調整助成金について
- III. ウイルス感染拡大防止に向けた職場における対応

[今月のトピックス]

- ・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 持続化給付金に関するお知らせ

I. 今一度、コロナ税制を総確認しましょう！

— 国税・地方税を中心に —

新型コロナウイルスの流行によって多くの事業者が資金繰りに苦しんでいることを踏まえ、政府は納税猶予や既存の特例の要件緩和などの措置を講じています。会計事務所の立場として、今一度、読者の皆様に確認いただきたいコロナ税制について改めて掲載いたします。

なお、これらの措置は、財務省と総務省のホームページで逐次更新されるので、最新の情報を手に入れることをお勧めいたします。

■納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの影響によって、今年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）に、事業における収入が前年同期に比べて概ね2割減少していれば、個人や法人、事業規模にかかわらず、今年2月1日以降に納期限が設定されている国税の納付を1年間猶予できます。

印紙税など少数の例外を除き、所得税、法人税、消費税などほぼ全ての税目が対象となり、申請に当たって担保の提供も必要ないです。延滞税もかからず、すでに期限が過ぎている税金についても遡って猶予できます。

■欠損金の繰戻し還付の特例

前年度に黒字だった法人が、今年度が赤字になった時に、前年度までに納めた法人税の還付を受けられる制度の要件が緩和されます。原則であれば資本金1億円以下の法人しか対象にならないところが、今年2月1日～2020年1月31日までに終了する事業年度については、資本金1億円超10億円以下の法人も対象となります。ただし、大規模法人のグループ会社や100%子会社は対象に含まれません。

■テレワークのための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク（在宅勤務）を導入すると、設備投資にかかった費用の7%（資本金3000万円以下なら10%）を法人税から税額控除できるようになります。すでにある生産性向上設備の税優遇を拡充したものです。既存の制度では生産性が1%向上する設備や、投資収益率が年平均5%以上伸びる計画に沿った設備が対象ですが、これに、「遠隔化、可視化、自動制御化のいずれかに該当する機械装置、工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア」が追加されます。

■イベントのチケット払い戻しにかかる寄付税制

新型コロナウイルスの流行に伴い中止になった文化芸術・スポーツイベントについて、チケット代の払い戻しをしなかった人に対して、その金額分を寄付とみなして所得税から税額控除できるようになります。すでにある寄付金税制を援用したものです。ただし、対象は文化庁・スポーツ庁が指定したイベントに限られ、年間20万円までのチケット代金が上限となります。

■住宅ローン控除の適用要件の緩和

新型コロナウイルスの流行で建築工事が遅れたなどの理由によって昨年内の入居が間に合わなかった人について、来年末までに入居すれば、控除期間を13年間とする住宅ローン控除を受けている人に対する税優遇は現時点まででは講じられていません。厚労省は、生活困窮者を対象として毎月約5万円を給付する「住居確保給付金」について、要件に必ずしもとらわれず柔軟に適用するよう自治体に呼び掛けています。

■消費税の課税選択の特例

消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかの選択は、原則として事業年度が始まる前迄に申請しなければなりません。今年に限って、課税期間の開始後であっても切り替えられるようになります。さらに原則では課税事業者を選択すると2年は継続しなければなりません。今回の特例では2年間継続する必要はありません。

要件として、今年2月から来年3月末までの任意の期間（1ヵ月以上）の収入が前年同期比でおおむね5割減少していることが求められます。

■印紙税の非課税特例

新型コロナウイルスで経営に影響を受けた企業に対する「特別貸付制度」については、公的金融機関、民間金融機関にかかわらず、その貸付契約に印紙税は課されません。すでに契約を結んでいるものについても、遡って適用し、印紙税が還付されます。

■中小企業の固定資産税の軽減

中小企業者の保有する償却資産、事業用家屋にかかる固定資産税や償却資産税を21年度分に限って軽減されます。要件として、今年2月～10月までの任意の3か月間の売上が前年同期比で3割以上減少している必要があり、3割以上5割未満であれば税負担が2分の1、5割以上減少していればゼロとなります。

■自動車税・軽自動車税の軽減特例の延長

自動車関連税制の大幅な改組に伴って導入された軽減特例が延長されます。具体的には、自動車税、軽自動車税の環境性能割について、税率を1%軽減する特例の期限が今年9月末から来年3月末まで半年延長されます。それに伴い、来年3月末までに取得した車が特例の対象に追加されます。

Ⅱ. 雇用調整助成金について

— 手続きの大幅な簡素化とオンライン申請 —

雇用調整助成金制度と緊急雇用安定助成金に関して、手続きが大いに簡素化され、またオンラインでの申請が開始されるなどの変更が行われました。そこで2020年5月21日現在の状況を確認しましょう。

■小規模事業者の申請手続の簡略化

雇用調整助成金の支給申請では、従業員1人当たりの平均賃金額を用いて助成金額を算定していました。今回、小規模事業主（概ね従業員20人以下）を対象に、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました（助成額＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」）。

また、休業に関する申請様式が簡略化され、支給申請をスムーズに行うことができるよう、申請マニュアルが公開されています。

■不要となった休業等計画届の提出

雇用調整助成金は、事前に休業等計画届の提出が必要ですが、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、2020年6月30日まで休業等計画届の事後提出が可能であり、2回目以降の提出は不要とされました。

今回、申請手続の更なる簡略化のため、初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみとなりました。

なお、休業等計画届と一緒に提出していた書類の一部は、支給審査に必要なため、支給申請の際に提出することになります。

■助成額の算定方法の簡略化

小規模事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法が大幅に簡素化され、次のように算出できるようになりました。

1. 平均賃金額

「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できる。

2. 所定労働日数

休業等実施前の任意の1ヶ月を基に「年間所定労働日数」を算定できる等。

■雇用調整助成金の申請期限

雇用調整助成金の申請期限は、従来、支給対象期間の末日の翌日から2カ月以内とされていましたが、新型コロナウイルスの影響を受けて休業を行った場合、特例として、支給対象期間の初日が2020年1月24日から5月31日までの休業については、2020年8月31日が申請期限となりました。

■オンライン申請開始

雇用調整助成金の申請は、窓口へ持参するか郵送する必要がありますが、事業主の更なる利便性向上のため、オンラインでの申請受付が5月20日より開始されました。申請にはメールアドレスとショートメールが受け取れる携帯電話が必要です。



金融庁情報コーナー

■資本性劣後ローンの注意点～令和2年の第2次補正予算に計上～

新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

資本性劣後ローンでの資金調達は増資に近い意味合いを持つため、1. 自己資本比率の改善や金融機関の追加融資を受けやすくなることや、2. 期日一括返済のため資金繰りが改善されることなどのメリットがあると言われています。しかし、金融検査上、資本に準じた取扱いをすることは、『資本性劣後ローン＝本当の自己資本』ではないため、中小企業からするとやはり借入金です。また、通常の融資と比べると高い金利設定となっており、融資期限前の返済も原則できません。通常の融資と使い分けることで非常にメリットのある資本性劣後ローンですが、事業計画が出来ていない（または甘い）状況で融資を受けることはリスクが高いと考えています。資本性劣後ローンは融資期間が5年超15年以内の長期間にわたる融資です。経営が計画通りに進むことは稀ですが、資本性劣後ローンを受ける場合は、しっかりと事業計画書を作成し、融資期限が到来するときに返済できる準備が大切です。

Ⅲ. ウイルス感染拡大防止に向けた職場における対応

— 感染防止のチェックリストについて —

4月7日に新型コロナウイルス対策として緊急経済対策が発表されました。そのなかで、労使団体に向けた

要請が出されました（「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」令和2年3月31日）。

以下に、その内容を紹介します。

また、これには「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が参考資料として添付されていますので、是非ご活用下さいませ。

■職場内での感染防止行動の徹底

感染拡大防止には、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話の3つの条件が同時に重なる場を避けることが重要であり、職場においては次の対策が求められます。

- ・換気の徹底等・・・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。
- ・接触感染の防止・・・電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等については複数人での共用をできる限り回避すること。物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
- ・飛沫感染の防止・・・テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・通勤、外勤に関する感染防止行動の徹底・・・出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。時差通勤のほか、可能な場合には自転車通勤、徒歩通勤など公共機関を利用しない方法の積極的な活用を図ること。
- ・職場や通勤、外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。

■風邪症状を呈する社員への対応

発熱、咳などの風邪症状がみられる社員（風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合など）については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理をすることとし、具体的には、出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨するなど、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めること。

特に、高齢者や基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方についての配慮が求められます。

■新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応

社員が陽性者等であると判明した場合、速やかに会社へ電話・メール等により報告すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）、社員が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと、必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関する事などについての対応ルール等を決め、社員に周知する。



今月のブックマーク

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、大阪府は休業要請支援金の支給対象外となった施設運営者で、府内に事業所を有する中小企業・その他の法人及び個人事業主について、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えする「休業要請外支援金」を支給することとし、5月27日からウェブ事前受付を開始しています。申請期間が短期間ですので、ご注意ください。

大阪府「休業要請外支援金」の申請受付の開始について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index>

持続化給付金に関するお知らせ

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

- 給付額： 中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。
- 要件：
 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は②の定めがない場合、常時使用する従業員が200人以下である事業者。

※詳細は申請要領等をご確認ください(<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>)。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613

時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG**group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐